

## 韓国社会運動の地域に密着した草の根運動への変容

The transformation of South Korean Social Movements by regional Grassroots Movements

梁 丁 允 YANG, Jung-yun

立教大学大学院 コミュニティ福祉学研究科 コミュニティ福祉学専攻 博士課程後期課程4年

キーワード：社会運動、民主化運動、市民運動、草の根運動

The South Korean social movement in the 1980s was mainly a democratization movement against the military regime. After the 1990s, it evolved into a civil movement based on a variety of local issues. The active participation of citizens facing their local issues was essential, and the grassroots movement by local citizens who fought to solve the local issues played a big role.

This study focuses on the evolution of the democratization movement of the 1980s to the regionalized social movement and how residents were able to solve their local issues through grassroots movements.

### 1. はじめに —— 地域に根差した社会運動

ユ・パルムは、社会運動は社会的に問題とされることを社会構成員が解決するために意識的、集団的、持続的に活動することだという。したがって、社会的に問題となることは何か、どういふ人々がその問題意識を共有しているか、さらにそれらの集団的な活動がその社会にどのような影響を有するのかが、社会運動を形成させ、また社会を変化させる重要な条件になる。しかし、社会問題が解消したり、その問題意識が弱体化していくことで、社会運動も弱体化していく(1998:77)。

1890年代後半には身分制度の撤廃、社会改革を推進するための集団として結社が発生する。1910年代の植民地時代には、労働運動、独立運動、啓蒙運動、教育運動、節約運動を推進する団体がみられ、1945年以降では女性団体、青年団体、啓蒙団体、労働団体などが増えている。

すなわち、韓国では1900年前後から社会の変動が始まり、1960年代以降に市民社会形成への動きが始まり、1987年以降に本格的に発展する。それまでの軍事政権下にあっては市民社会は国からの自律性を持たず、国民たちも自分の権利が保障されない状況であった(박상필, 2008: 65-66)。

韓国では1948年の韓国政府の樹立以降、軍事独裁政権という非民主的政治体制に対抗し、民主主義の確立のために全国各地において学生運動をはじめとし、対抗する人々の範囲は当時の政権体制に対抗する政治家、宗教家、労働者などへと拡大していった。1980年代中盤から1990年代になると、韓国は民主化運動と政治状況の変化を経験する。多くの人々による民主化運動により韓国政治は民主化していく。その後も引き続き労働組合や農民団体による組織が拡大していくが、韓国の社会運動は新たな変化を経験する。その変化についてユ・パルムは、ソビエト連邦の解体による社会主義の没落は、民衆民

民主主義革命を支持していた韓国の社会運動のあり方に大きな衝撃を与え、90年代初めの運動団体の活動は全般的に沈滞する傾向も見られたと述べている(1998:83)。1990年に入ってからこの時期は、新たな展望を模索していく韓国の社会運動が動き出す起点となる。1990年代の運動団体は、女性運動、環境運動、地域運動などにみられるように、多様な課題に向けて活動することになる。さらに、1980年代後半の市民運動において民主化運動を経験した人々が、地域社会でこれまで潜在化していた地域社会の問題を顕在化させて、地域住民とともに解決していくことを考えて実践するようになる。

本稿では、韓国における社会運動の歴史、年代ごとの社会問題に対する運動及び運動目的により形成される団体の変化、特に1980年代の民主化運動が1990年代以降に地域を中心とした市民運動に変わっていく過程に着目する。1980年代の民主化運動を経て、地域の問題に焦点をあてて運動を行なっている市民運動の活動に対するその運動目的と主体の変遷について検討することを研究目的にする。

## II. 韓国の社会変動の中で生まれた市民組織の結成とその後の状況

### 1. 1980年代以降に広がる韓国の市民運動の展開とその背景

#### 1) 軍事独裁と権威主義政権に対抗する社会運動——民主化運動(1961年～1987年)

1987年6月に起きた民主化運動には、1960年代以降続いてきた軍事独裁政権に対抗していた在野の政治家たち、学生運動を行った大学生、労働者、宗教家などの多くの国民が参加した。民主化運動により軍事政権は幕を閉じ、改憲によって直接選挙制度が成立した。これにより「独裁政権の抑圧する力が取り除かれ、市民社会の自律的な空間が確保でき、価値を共有している市民たちは団体を結成し、国の権力を監視した

り、批判するなど、社会改革を促進するための積極的な活動を行なった」(박상필, 2008:67)とされる。

1987年の民主抗争は権威主義国家による政治に対する闘いであって、それにより軍事権威主義体制は弱体化し、脱権威主義化していくことになる。権威主義的な国の権力に抑えられていた市民社会は活性化した。既存の国家権力が持っていた圧倒的な社会統制力が弱体化していくことで、階級的なダイナミズムと市民的ダイナミズムが強化される条件をもたらした。階級的なダイナミズムの増大は、1987年以前から抑圧的な状況で発展してきた労働運動または民衆運動の組織的・政治的な発展を意味する。これらは1987年以降の社会運動が多様に社会的・階級的に展開したことになる。労働運動のみならず、農民運動、教師運動、貧民運動などの多様な民衆の運動は政治的・組織的な発展をみた。そして、市民的ダイナミズムは、多様なイシューを中心とした市民運動の活性化としてとらえられる。軍事政権による圧倒的な社会統制力が弱体化することで、多様な社会的な声をあげることができるようになり、市民による自発的な組織化を促した(조희연, 2002:267-271)。軍部権威主義体制から民主主義体制に転換し、大統領の直接選挙制度の実施と共に軍事政権のもとでの中央集権の体制も変わり、地方自治体制度が復活し、政治的な民主化が進んだ。市民社会の活性化を基に展開していく民主化の過程でみられる主な変化は自律的な制度政治の空間と自律的な市民社会の空間の拡張である(조희연, 2000:134)。

ユ・パルム(1998)は韓国の社会運動団体と政府との関係性に着目し3つの種類に区分している。1つ目が政府と親しい関係の中で政府のための活動を行なう親政府的運動団体である。政府から財政的支援を受けて、バルゲサルギ(正しく生きる)運動組織育成法(1991年12月31

日制定/現法律第12844号)、セマウル(新しい村)運動組織育成法(1980年12月31日制定/現法律第12844号)、韓国自由総連盟育成に関する法律(1989年3月31日制定/現法律12844号)という法制に保護された。バルゲサルギ運動中央協議会(바르게살기운동 중앙협의회、1989年)、韓国自由総連盟(한국자유총연맹、1949年)、セマウル運動中央会(새마을운동 중앙회、1970年)のように、政府が政策上必要とするほか、政府の政策方向に対して積極的に支持する団体(以下、官辺団体とする)がある。2つ目が政府主導のものではなく、政府のためでもない、自発的に作られ、自律的な活動を行なっている非政府的運動団体である。この運動団体には政府に対して反政府的な立場をとる運動団体も含まれている。3つ目が反政府的な運動団体であって、政府を批判したり、反対する活動が多く、政府からは政治的、司法的に抑圧をされている。しかしこの運動団体の運動形態は、政府の傾向や態度によって変わる。韓国では3つ目の反政府的な運動団体による運動を民主化運動、民族民主運動、民衆運動と呼んでいる(1998: 78-79、100-109)。

1970年代から1980年代の政権に対抗する形での民主化運動は、民主化を実現させるという政治的な性格が強かったが、90年代以降では政治的、社会的な民主化が進展し、その影響は市民運動団体の問題意識や活動の在り方にも影響を与えた。

## 2) 新たな形態の社会運動の展開(1988年～1994年)

民主化の進展という新たな社会の変化にともなって、福祉、男女平等、環境、人権など新しい時代の要求を表わすためには新しい動きが必要であった。その動きのなかで民主化運動の一部は、市民運動に分化し、独自の運動を広げはじめた。1989年に創立された経済正義実践市民連合(以降、経実連と略記する)は、既存の社

会運動とは違う、新たな形態の運動(=新社会運動<sup>1)</sup>)であった(하승수、2007: 201; 유팔우、1998: 87-90)。経実連の発足は韓国社会における本格的な市民運動の出発点といえる(조희연、2001)。経実連以降に設立された環境、女性、人権、文化団体などを市民団体と呼び始める。市民団体<sup>2)</sup>は市民らが自発的に結成して、各種の公益活動をしている団体を言う(박상필、2008: 86)。これまで民主化運動に参加してきた一部の人々は、民主主義を定着させるために新たな運動が必要となり、運動の焦点と主体を変えていく。

経実連は、運動の主体を階級・階層を超えた市民と規定する点において、既存の社会運動とは違う市民運動の団体となった。以降の市民運動の対象は、政治闘争からマイノリティ問題、障がい者問題、環境問題、外国人労働者問題などの新たな社会問題へと変化した。しかし、1990年代に急速に成長した市民運動はソウルを中心とする地域の、規模の大きな市民運動団体が知られ、それらの団体は特定の問題、メディアを通してイシュー化できる問題を中心に活動していた(하승수、2007: 201)。

市民団体の活動は、1993年の文民政権(金泳三大統領)の登場とともに活性化していく。1990年代以降の市民運動は、女性運動、環境運動<sup>3)</sup>、文化運動、地域運動などと多様な形で展開されていく。これらの市民運動は、1980年代の旧社会運動(=民主化運動)よりも人々の生活に関わる現実的な社会問題を解決しようとするもので、日常的な生活の質を向上させるための多様な運動形態としての新社会運動(=市民運動)とされた。そこでは市民が主体となり、長期にわたった軍事政権に対する政治の変革を課題とした社会改革ではなく、生活の質、社会福祉、自然と人間社会に関わるエコロジカルな価値観など、それぞれの団体が政治的な問題より日常的な生活に関わる社会の問題を取り上げた。した

がって、それぞれの問題を主張する団体の独自性を生かした市民運動は多様な形で生まれ変わるることとなる。韓国女性団体連合<sup>4)</sup>(한국여성단체연합, 1987年)、環境運動連合<sup>5)</sup>(환경운동연합, 1993年)、プルンサラムドゥル(푸른사람들、日本語訳：青い人たち)<sup>6)</sup>(1994年)、みどり消費者連帯(녹색소비자연대, 1996年)などの多様な団体が創立されていくことは、社会の多様なニーズがイシュー化していくことを意味する。さらに1995年の地方自治体首長の選挙の復活<sup>7)</sup>以降、民主化運動に力を入れていた人びとが地域運動にその活動の場を変え、地域に根差した市民団体を創りはじめ、それぞれの地域の特徴を生かした活動を行なっていくことになる。

1980年代の社会運動は、政治的、軍事政権から民主化の進展の入り口での、反政権的な民衆による運動であったが、1990年代の社会運動は、これまで抑圧されていた市民らの多様な欲求による、さらには国の権力に向かって主張する形での運動目的と主体が変わっていく。そして、国を基盤とする中央集権的な構造から、以前にはみられなかった地方自治体の問題を可視化していく地方においての市民団体が結成され、以降の草の根組織として拡大していく。

### 3) 地方自治体の復活と地域を中心とする市民運動の形成(1995年～現代)

1980年代の民主化運動とは区別される市民運動は、地方自治体の首長選挙の実施で本格的に形成される。ハ・スンス(2007)は、その時期にあらゆる地域の中で人々が、地方自治体単位での地方権力を監視したり、住民自治運動として福祉、保健、環境などの住民生活に関わる議会活動や行政を監視したりするなど、地域の問題を課題として活動していくことを地域における市民運動として、その事例を述べている。

キム・ソングック(2002)は、近代の国民国家の形成に伴って国はあらゆる暴力とともに権力を制度的に独占したが、「地域自治と市民の参

加を抑圧する中央集権的な統治体制を構築して、中央／国による地方／地域の支配は不平等を招く」ことであるとし、人々は「強権的な国家主義に対抗する代案的な地域共同体を形成する」ことを目的としたとする。すなわち、それが「新社会運動の地域主義<sup>8)</sup>が持つ目的」である(2002:112-114)。

韓国では1995年6月27日に実施した地方選挙の前後に、地域の中で活動している組織が拡大していき、その活動は本格化していく。この時期に民主化運動を行っていた人びとや都市貧困運動を行なった活動家などが地域における市民運動にその活動の場を転換していき、地域の政策改善や、住民の生活向上のための住民組織化を重要な課題にするようになった。地域における市民運動は各地域ごとに多様な形態として形成され、地域の権力を牽制したり、地域に顕在化した問題に対して市民の声を代弁するなどの役割を果たしていた。さらに2000年の総選挙に対しての「落選運動<sup>9)</sup>」は市民運動の頂点ともいえる。しかし2003年以降の市民運動は開発中心の新開発主義政策を取り入れることから危機になる。その中で地域住民の代弁型団体は住民を市民運動の主体とし、権力監視運動を行なった団体は活動の範囲を小さくして地域住民を運動主体として参加させていく(하승수, 2007:201-211)。地域における市民運動は、地域を基盤としている市民が主体となって、市民生活の質に関わる問題を解決するために行なっている多様な活動である。

ハ・スンス(2007)は地域における市民運動の流れを①1987年-1994年を形成期、②1995年-2002年を拡大期、③2003年-現在までを転換模索期に区分している。地域における市民運動の形成期には、経実連の地域組織や参与連帯、YMCA、環境運動団体が人権運動、女性運動、環境運動、文化運動などの韓国市民運動のあり方を確立したり、全国女性団体の地域組織

などを形成したり、また貧民運動、民主化運動を行なった人たちが地域においての運動を模索した時期である。このような動きは、1987年の民主化抗争以降に地域の現実と問題への関心が高まっていたことを意味する。1995年地方自治団体首長選挙の復活以降に地域における市民運動を行なう団体は成長し、その活動も本格化していく。都市貧困運動を行なった団体は地域においての運動に転換することで新たな模索を始めいき、地方自治の復活とともに地域単位での政策改善や住民生活の質を向上するための住民組織化を重要な課題としていた。

表1 1987年の前後の社会運動の変化

旧社会運動	1961年－1987年 民主化運動	軍事独裁と権威主義政権に 対抗する社会運動
新社会運動	1988年－1994年 多様化していく 市民運動	女性運動、環境運動、文化 運動…イシューの多様化
	1995年－ 現代 地域に 拡大する 市民運動	・民主化運動グループの一部が地域における市民運動に転換 ・都市貧民運動グループが地域住民による運動に転換 ・ソウル：自治区単位の市民運動に転換 ・住民主体の草の根運動

これまでの韓国における社会運動の変化をみると、1980年代までの軍事独裁政権に対抗して民主社会を望む市民階層による民主化運動は、その結果として地方議会の議員選挙を実現した。そのことにより自治の復活ができたことは地域における市民運動の重要な契機になる。しかし、その後も「全般的にみられた社会運動の沈滞という現状、既得権勢力の影響力、市民運動においての住民密着性の不足により地域社会支配構造の意味のある変化は得られなかった」と指摘している(하승수, 2007: 101)。このように、地域における市民運動は、1980年代における

政府の体制に反対する民衆らの活動から、1990年代以降の時代に生じる社会のイシューを地域社会で解決しようとする活動に変わる。80年代の社会運動の経験を基盤に地域の中で活動を行なう人々はそれぞれのイシューに関わる団体の結成と、各地域社会で生じる問題などを地域住民と解決していくための原動力を身につけた。したがってその運動主体は、地域のさまざまな問題を外部からの力によるものではない、地域住民(=生活者)自身の活動を通して考え、地域住民がリーダーシップを発揮する形態へと変わりつつある。居住地域の住民らが運動主体となって自分たちの生活問題を考えていくこと、近隣同士間の配慮と自分の力を分かち合う行動で実行できるボランティア活動という住民参加による運動基盤の広がりが続いている。

以下では、1990年代から市民が主体となり、多様な形で広がった地域における市民運動と、主に地域社会の問題意識を自ら持っている者が地域社会を中心に行う草の根運動について検討していく。

## 2. 地域問題に焦点を置くように変化していく市民運動のあり方 — 草の根運動

草の根運動は、「特別な権力を持つ者の裏側に存在する一般大衆=民草」が、「社会を正しい方向に向け意識的に変化させていく過程=運動」を意味するもので、すなわち、「権力を持たない一般大衆が生活の空間で自らの集団活動を通して自分の生活とその空間を変化させ、さらには自らが生活している社会を根本的に変化させていこうとする意識的な実践」である(하승수, 2007: 217)。

自らが周囲で起こる問題を解決する、すなわちその運動の主体は自分の生活から問題を直視する人で子どもから大人まで、社会的弱者であれ、誰もがができる運動である。ハ・スンウは「草の根運動は地域を基盤にしているが、地域で活

動するすべての運動を草の根運動と定義づけることはできない。(省略) 従って全ての地域運動が草の根運動にはならない」と、草の根運動の活動範囲を定めることの難しさを指摘している(2006:2)。草の根運動は地域という空間の全体に関わる運動であって、そこでいう地域とは行政的に区分されている空間よりは人々の生活空間としての地域を意味する。草の根運動が地域社会で活性化している理由についてハ・スンスは、①地域社会の政治的な意思決定が相対的に市民の生活と密接にかかわっていることと、②運動主体を形成するのに有利な条件を持っていることをあげている(2007:16-18)。

地域で生活している人々にとって、地域の問題は自分の問題でもあり、さらには近隣間の問題にもつながるために、その問題を自ら解決していこうとする参加の重要な動機の提供につながる。そのことにより住民間の交流、その空間を通したコミュニケーションが形成され、自らの問題解決に向けた主体的な行動が生じると考えられる。草の根運動はいずれかのモデルにしたがうのは難しい。なぜならば人が中心的な運動であるからであり、人々の多様な視点や生活が反映されるべきであり、地域が中心である運動であるため、中央に集中することよりも多様性を反映しなければならない。したがって草の根運動は、主体の成長と多様性という強みを生かしているかを常に見直していかなければならない。

### Ⅲ. 地域社会を中心に活動している草の根運動団体の特徴の課題

#### 1. 地域社会に起点を置いて活動している市民団体と、その団体の活動により変化している地域社会

ハ・スンスによると、「地域を生活の空間だとすれば、ソウルも当然地域である」という。韓国の地域は、狭い面積に人口の集中と、あらゆる

企業が集中でさまざまな都市問題を抱えているソウルを中心とする首都圏と、首都圏に比べて相対的に人口の集中度が低く、都市問題もやや低い、非都市圏に区分することができる。その中で非都市圏はまた都市部と農村部に区分できるが、農村部では人口が持続的に減少し、各種の開発事業で壊されつつある。「地域は停滞した空間のように感じられることもあるが、少し遠く離れてみると、グローバル化の流れ、そして両極化と開発至上主義という国家的な変化の流れが最も劇的に現れる空間」である(하승수, 2007:163-164)。

1960年代以降の韓国では、経済開発計画を基に国家経済成長のために政府主導での経済成長を推進することにより、首都圏中心の開発で地域間、都市農村間、さらには階層間の格差が広がった。以降に続いた社会経済的発展と産業化で急速的に進行した都市化により、都市人口は引き続き増加していることに比べて農山地域の人口は相対的に減少している。また、居住地域を離れていくのは、若い世代の職業や教育による都市地域への移動によるものである。

韓国における全国の人口移動(統計庁資料)をみると、1985年から2005年までの全体人口が16.9%増加した中で、首都圏の人口は43.9%増加した。統計庁(2005)は全体人口は2020年を起点に減少すると展望しているが、首都圏では2029年まで増加が持続すると予測している。首都圏の人口は1985年の39.1%から2005年49.2%に増加し、2030年には53.9%までに増加するとみている(이외희, 2011:50-51)。

このような社会変化に伴う地域の変化を整理すると表2のようになる。

中央政府の開発政策に依存する発展、外部の資本による発展は、地域に居住する地域住民が主体となって、地域発展の問題を考えるのではない。外部の観点からの地域発展は、その地域の特性を生かし切れただけでなく、地域住民



市民たちの自由と人権を求めていく社会を迎えた。1990年代に急増した市民運動の発展は、ある問題をイシュー化するためにメディアを活用したり、常勤活動家や専門家が中心になって、運動の成果を上げていくという形で成長していた。しかし、問題のイシュー化にあたってメディアに多くを依存していることや運動の主体がその問題に直面している市民ではなかったことにより、既存の市民運動は「市民なき市民運動」という批判を受けてきた。そして、その問題を直接に抱えている地域に生活する人々が自らの課題として認識し、受け入れることができるように、地域住民の参加や議論の基盤を形成していく必要性を示唆した。

これまでの社会運動は、政権に対抗する国民や、社会の動きに問題意識を持った人々による政権の民主化が主な社会的な課題であった。地方自治の復活以降の地方自治に関してハ・スンウ(2013)は「地方自治制度が復活したが、地方自治が実現されている地域は少ない。模範事例が何か所かあるだけのことであって、地域社会自体が草の根民主主義を実現しているとはいえない(2013:53)」と指摘した。「草の根民主主義は除外・排除されている人々が公開の場で発言し、行動することで生活の主体として成長し、自分の生活に影響する重要な決定などに参加する方法を見つけていく過程」である。草の根民主主義を基盤にする市民運動は市民らが制度を活用し、自らの経験を通して地域の問題を知り、互いが解決方法について話し合う過程が重要である。ハ・スンウは地域間の連携を作ることによりお互いの生活を固く支える基盤を相互扶助といい、その力を伸ばす過程を強調している(2013:71)。

1987年の民主化運動以降に拡大した非政府的な運動団体＝市民団体は、国家に縛られず、市民たちが自由にコミュニケーションできるかつ社会の問題が提示できる場として捉えられてい

た。生活の基盤として地域的空間を土台とし関わっている市民が、それぞれの地域に発生している問題を中心に据えて活動する草の根運動は、専門家により地域社会が変わっていくのではなく、その地域の住民たちの参加で自ら地域の問題を掘り起こし、住民たちの力で問題を解決していく活動であった。すなわち、住民が活動の主体となって、地域問題が解決していく過程をともにすることこそが、地域での市民運動に必要な不可欠である重要な要素であるといえる。

本稿では、地域住民の生活基盤となっている地域社会を中心に地域住民との交流を行なっている草の根団体のあり方を検討する前段階として、韓国社会における市民運動の流れ、その運動の主体と運動の動向を検討してみた。草の根団体の運動形態として、国家、市場と区別された市民社会、その主体である市民が草の根運動を通して、地域問題をどのように掘り起こし可視化してきているのか、実証的に地域を基盤としている草の根団体の運動過程に焦点を当てて検討していくことを今後の課題とする。

#### 【注】

- 1) 本研究で用いている「新社会運動」は以下の先行研究を参考にしている。まず、キム・ソングック(2002)は「1968年に地域自治運動、反戦反核運動、フェミニズム、環境運動、人権運動などという新たな観点で再構成もしくは再組織化させる根本的な原動力となったフランスの5月運動」の理念的特徴を生かした「左派自由解放主義的＝直接参与民主主義、個人と集団の高揚した自立性と社会関係の相互共同と共存性の強調」を強調したものを新社会運動と示し、韓国の環境運動、女性運動、地域運動、平和運動、などを取り上げている。さらに新社会運動と対比して「労働運動＝過去の社会運動(Old Social Movement)」と示している(2002:106-121)。また、政府と社会運動団体の関係を規定したユ・パルム(1998)は、

1989年発足した経済正義実践市民連合を「新社会運動団体を代表する」団体、韓国の「旧社会運動=反政府的な性格が強い運動組織による運動」とは異なる新たな目標、すなわち非階級的、超階級的な公共善を追及する新社会運動団体として述べている(1998:83-84、87-93)。

- 2) バク・サンピル(2008)は、市民団体と民衆団体について次のように定義づけしている。「市民団体は1987年6月抗争以降に既存の市民社会を支配していた民衆団体と官辺団体という形で位置づける相対的な概念として登場した。(省略)民衆団体は市民団体と同じく市民が自発的に結成した団体であるが、階級的な意味を含んでいる。民衆の主体性を共有している人びとが中心になって(省略)階級的なイシューを積極的に提起し、究極的に資本主義から社会主義への体制変革を指向する団体である。各種の労働者団体、農民団体、貧民団体が該当する。むろん、韓国で、労働者であれ、有機的な知識層(執筆者作成:グラムシの知識論にある「伝統的知識人」と「有機的知識人」の用語である。前者は「教師、聖職者行政管理者など、普通の知識人と考えられている人々、ある社会で知識指導という課題を果たす人々」であり、後者は「階級なり運動と、それも知識を利用して利害を組織化し、権力を手に入れ、支配権の拡張をはかる階級なり運動と直接結びつく知識人」である(綿貫、2012))であれ、階級意識を持っているのが疑問である」(2008:86)。
- 3) 韓国の中で活動しているNGO団体の中で環境分野で活動している団体が最も多い。その環境団体が意味する「環境」とは、自然環境のみならず生活環境、社会、経済的環境を含む概念である(박성필、2008)。
- 4) 女性運動団体間の連帯とコミュニケーションをとらない、男女平等や民主、福祉、平和統一の持続可能な社会実現を目的としている韓国女性団体連合は、これまで社会に除外していた女性の人権と権利問題をイシュー化することで女性のジェン

ダー意識と男女平等意識を拡大することに大きな影響を及ぼした。この団体は、1970年代から始まった女性労働者運動と知識層の女性学生運動、民主化運動、それから西洋のフェミニズム理論に関わる教育を学んだ世代の登場、進歩的なキリスト運動に参加したキリスト女性たちの経験に基づき、1980年代初めから進歩女性団体らが新たに結成した。1987年2月に21の会員団体が集まって、韓国女性団体連合は発足された。当団体は2016年現在、7つの支部と30の会員団体が構成されている(송경재、2014:183-184;韓国女性団体連合のホームページ <http://www.women21.or.kr/tc/hello/category/5>、2016/1/7アクセス)。

- 5) 1993年4月に全国にある8つの環境団体らが集まって、環境運動連合は発足された。この団体は1982年の韓国公開問題研究所をはじめとし、以降で公害反対市民運動協議会、公害追放青年協議会と統合し、公害追放運動連合となった。1987年6月抗争以降で大衆的な環境運動を行なった当団体は、1993年に環境運動連合として創立された。産業化時代の高度成長の流れで破壊された自然環境、人間生活の共同体を守るために、新たな環境意識と実践を通して自らが生活の場を保存していくために活動している環境運動団体である。生命、平和、生態、参与を主なキーワードとして活動している当団体は、全国に53ヶ所の地域環境運動連合が構成され、環境汚染、生態系破壊の防止のため、環境運動の組織事業、環境問題に関する教育、研究、政策提示事業、などが全国の地域環境連合で協力されている(環境運動連合のホームページ <http://kfem.or.kr/>、2015/1/7アクセス)。
- 6) 1994年に東大門区回期洞に住民文化センターとして設立したこの団体は、70~80年代の時代・社会的な状況や生活環境的な要因で学校教育(識字教育)が受けられなかった住民にハングルを教える、識字運動をはじめた。1997年には場所を変え(里門洞)、プルン市民連帯と改称した当団体は、地域住民と地域で生じる様々な問題を考え

- ていくことを課題としている。2000年に実施された国会議員選挙で不適格者が当選したことに対する選挙不適格者の落選運動や2001年に公務にかかわる費用の情報を公開せよとする訴訟運動の活動をするなど、これまでの民主化運動につながる形態——政治的な性格を持った市民団体であった。しかし、2000年前後にハンゲル教育を学ぶために訪ねた外国人労働者への人権運動や地域で出会った結婚移住女性と関わることで、外国人移住者が地域社会の住民として、多様な形態の地域住民が関係づくりを通して、自らの力で地域社会の問題を乗り越えていく運動を行なっている。当団体は2014年、社団法人プルンサラムドゥルと改称した。
- 7) 韓国において初めての「地方自治法」が制定されたのは1949年7月4日である。実際に選挙が行われたのは2回のみで、1961年5月16日の軍事クーデター以降からその法律は停止していた。地方自治法は1991年6月30日に地方議員の議員選挙を実施し、当法改正(1994年3月)によって4年任期の地方自治団体長の選挙が1995年実施された(韓国民族文化大百科事典<http://encykorea.aks.ac.kr/Contents/Index>、2015/12/30アクセス、「地方自治法」<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=155066&efYd=20150604#0000>、2015/12/30アクセス)。軍事政権は地方自治体団体長を任命制に転換し、地方自治制を中央集権的地方統治体制に変換した。しかし、1987年の大統領選挙後に地方自治の復活が重要な課題として挙げられ1991年地方議会議員選挙から復活した(하승수、2007:17)。
- 8) ここで示している地域主義とは、「強権的な中央集権主義を拒否する地域自治運動もしくは地域共同体運動」を言う(김성국、2002:112)。
- 9) 「韓国での市民運動は、2000年4月の行なわれた総選挙で腐敗・無能な政治家の落選運動を展開した『総選市民連帯』の活動は市民に強い印象を与えていた」(김영래、2003:6)。

- 10) 過疎地域とは、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」において、「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」と規定されている(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12HO015.html> 2015/12/23アクセス)。
- 11) 韓国においての中央行政機関は1970年から11ヶ所の政府機関が移転していたソウルにある政府総合庁舎で担当していたが、政府機能の多元化と行政機構の拡大による庁舎不足の問題が生じることでその問題を解決するため、新たな政府庁舎を設立することになる。2012年12月に一部の政府機関をセゾン市にある政府セゾン庁舎に移転した(<http://www.chungsa.go.kr/chungsa/frt/sub/a02/b04/sejongInfo/screen.do?depths1=1&menu=1&smenu=1> 行政自治部サイト 2015/12/28アクセス)。

#### 【引用・参考文献】

- ハ・スンウ 하승우 (2006) 「韓国の草の根運動と草の根民主主義に関する理論的接近——草の根運動に関する楽観や不信を超えるための理論化の準備作業」 *한국의 풀뿌리운동과 풀뿌리민주주의에 관한 이론적 접근: 풀뿌리운동에 대한 낙관이나 불신을 넘어 서기 위한 이론화의 준비작업* 『市民社会研究会——草の根政策フォーラム 시민사회연구회—— 풀뿌리정책포럼』 pp.1-15
- ハ・スンウ 하승우 (2013) 「特集：草の根民主主義の実現のために——草の根政治、経済、言論の転換の草の根民主主義と自治、自給力量」 *특집: 풀뿌리 민주주의의 실현을 위하여——풀뿌리 정치, 경제, 언론의 전환 풀뿌리 민주주의와 자치, 자급 역량* 『季刊/民主 계간 민주』 9号、pp.52-71
- ハ・スン스 하승수 (2007) 『地域、地方自治、そして民主主義：韓国の草の根民主主義の現実と展望』 *지역, 지방자치, 그리고 민주주의: 한국 풀뿌리민주주의의 현실과 전망* 『フマニタス 후마니타스』

- 조·히옌 조희연 (2000) 「韓國市民團體 (NGO) 의 歷史、現況と展望 第5장: 한국 시민사회단체 (NGO) 의 역사、현황과 전망」(김·돈첸과 5인共著 김동춘 외 5인 『NGOとは何か? NGO란 무엇인가?』 알케 아르케, pp.127-155)
- 조·히옌 조희연 (2002) 「市民·社会運動と政治 — 韓國政治とNGO의 政治改革運動 第8장 시민/사회운동과 정치: 한국정치와 NGO의 정치개혁 운동」(市民社会フォーラム·中央日報市民社会硏究所共著 시민사회포럼/중앙일보 시민사회연구소 공저 『参与民主主義實踐のための市民社会と市民運動 참여민주주의 실현을 위한 시민사회와 시민운동』 알케 아르케, pp.267-297)
- 카·미·조·영·기 감정기 (2000) 「非営利民間團體의 地域社会福祉의 協力方案 비영리민간단체의 지역사회복지 협력방안」 『韓國地域社会福祉學』 8, pp.53-66
- 김·송·그·욱 김성국 (2002) 「韓國市民社会의 成熟と市民社会運動의 課題 — 自由解放主義市民社会論의 模索 第3장 한국 시민사회의 성숙과 시민사회운동의 과제: 자유해방주의 시민사회론의 모색」(市民社会フォーラム·中央日報市民社会硏究所共著 시민사회포럼/중앙일보 시민사회연구소 공저 『参与民主主義實踐のための市民社会と市民運動 참여민주주의 실현을 위한 시민사회와 시민운동』 알케 아르케, pp.71-131)
- 김·윤·레 김영래 (2003) 「韓國における市民社会運動의 現況と發展課題 (日本語訳: 清水敏行) 한국 시민운동의 현황과 발전과제」 『NGO 연구』 1/1, 5-33 (『札幌学院法学』 21 卷2号, pp.252-272)
- 이·오·에·히 이외희 (2010) 「首都圈人口移動의 選別的な統制に関する硏究 — 首都圈への移動特性を中心に 수도권 人口이동의 選別적 特性에 관한 연구: 수도권으로의 이동 특성과 수도권 내의 이동 특성을 중심으로」 『統計硏究』 15/2, pp.50-65
- 松井真理子 (2007) 「韓國의 市民運動とNGO」 『四日市大学総合政策学部論集』 6 (1/2), pp.107-121
- 박·산·필 박상필 (2005) 「非営利團體의 發生原因と發達背景 비영리단체의 발생원인과 발달배경」 『現況と認識 現상과 인식』 24 (1/2), pp.86-108
- 박·산·필 박상필 (2008) 『改訂版: NGOと政府、そして政策 개정판: NGO와 정부 그리고 정책』 한울아카데미 한울아카데미
- 申龍徹 (2007) 「市民活動의 法制度と支援に関する日韓比較」 『自治総研』 通卷342号, pp.135-176
- 손·키·옹·지·예 송경재 (2014) 「市民社会의 内部파트너십 第4장 시민사회 내부 파트너십」(이·도·스·편 이등수 편 『市民社会파트너십と公共性 시민사회 파트너십과 공공성』 人間愛 인간사랑, pp.163-203)
- 綿貫ゆり (2012) 「『有機的知識人』 概念の再検討に向けて -Marcella Bencivenni, Italian Radical Culture: The Idealism of Sovversivi in the United States, 1890-1940をめぐって」 『千葉大学人文社会科学硏究科硏究プロジェクト報告書』 233号, pp.61-92